

平成 18 年 7 月 31 日

環 境 省

茨 城 県

神 栖 市

鹿島共同再資源化センター株式会社

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による汚染土壌等の処理について

(案)

茨城県神栖市における汚染メカニズム解明調査の一環で実施した掘削調査により確認・撤去した汚染土壌、コンクリート様の塊等(以下「汚染土壌等」という。)の処理に向けて、これまで技術的検討を進めてきたところである。

鹿島共同再資源化センター(以下「センター」という。)における汚染土壌等の本格処理に向けて、平成 18 年 3 月にセンターの廃棄物処理施設において実施した確認試験の結果を踏まえると、廃棄物と混焼する汚染土壌等の割合(混焼率)と燃焼温度を適切に管理すれば、センターにおいて安全に焼却処理することは技術的に可能であると判断できる。

このため、センターにおける汚染土壌等の本格処理に向けて、関係住民への説明、新規保管テントの設置、汚染土壌等自動投入装置の設置等の必要な作業を着実に進めるものとする。